第明治三十五種郵便物認可

平成３０年（再イ）第２３号
川崎市多摩区菅２丁目13番24―207号　第一メゾン中沢
再生債務者　岩田　昌樹
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月23日から平成30年６月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（再イ）第１号
山梨県上野原市八ツ沢671番地
再生債務者　近藤　真代
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月23日から平成30年６月13日まで
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成３０年（再イ）第１０号
京都府八幡市八幡吉野45番地　コルヌイエ102号（前住所）山口県岩国市麻里布町５丁目２番18―401号
再生債務者　東　　尚史
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月16日から平成30年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再イ）第２８号
大阪府河内長野市楠ケ丘６番29号
再生債務者　生田　友紀
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月16日から平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１５号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目23番５号　コーポサンライト103号
再生債務者　山之口雄基
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月23日から平成30年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成３０年（再イ）第１５号
栃木県日光市塩野室町1896番地12
再生債務者　坂口　宜人
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月１日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成３０年（再イ）第１０号
富山市八尾町杉田959番地２
再生債務者　杉山　輝久
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第９号
石川県白山市八ツ矢新町68番地　アンテリージェ103号室
再生債務者　中田　　輝
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第８号
静岡県富士市宮島298番地の２
再生債務者　加藤　満枝
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成３０年（再イ）第４号
静岡県掛川市大渕11699番地の10
再生債務者　大竹　利男
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部

平成３０年（再イ）第５号
三重県名張市つつじが丘北10番町90番地
再生債務者　山田　典正
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（再イ）第６号
広島県呉市西中央１丁目４番15―605号
再生債務者　林　　勇次
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（再イ）第７号
宮崎県都城市菓子野町11063番地４
再生債務者　松下　孝一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年５月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成３０年（再イ）第１１号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目48番19号
再生債務者　尾田原春美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第６号
大分県速見郡日出町大字藤原58番地２
再生債務者　早水　秀明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２９年（再イ）第３５号
山梨県中央市山之神1156番地60
再生債務者　高尾　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再イ）第３０号
長崎県長崎市小江原４丁目４番12―906号
再生債務者　小林　達郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
長崎地方裁判所民事部個人再生係